

第4回向日市中学校給食検討委員会 次第

日時 平成28年2月23日(火)
午後3時から
場所 向日市文化資料館 研修室

- 1 あいさつ
- 2 会議事項
 - (1) 中学校給食の実施方式等について
 - (2) その他
- 3 その他

中学校給食実施方式 比較表(費用目安)

実施方式		【 自 校 】	【 親 子 】 親校対子校は、1対1を想定		【 親 子 】 親校対子校は、1対1と1対2を想定		【 センター 】 【 兄 弟 】
			小学校改修費を含む	中学校増築分のみ	小学校改修費を含む	中学校増築分のみ	
施設概要	規模(食数)	450食・550食・650食	1,100 食 × 3 組		1,100 食 × 1 組、1,650 食 × 1 組		1,650 食
	延べ床面積	300m ² ・350m ² ・400m ²	650 m ² × 3 校		650 m ² × 1校、 950 m ² × 1 校		950 m ²
概算費用	イニシャルコスト	約6億9,000万円	約10億9,000万円	約7億円	約9億4,000万円	約6億9,000万円	約6億8,000万円
	ランニングコスト (年間)	約5,600万円	約1億1,300万円	約5,900万円	約9,500万円	約5,900万円	約5,900万円
総費用	10年間	約12億5,000万円	約22億2,000万円	約12億9,000万円	約18億1,900万円	約12億8,000万円	約12億7,000万円
	20年間	約18億1,000万円	約33億5,000万円	約18億8,000万円	約28億4,000万円	約18億7,000万円	約18億6,000万円
備考	・延べ床面積は、本市小学校の給食室の面積を参考に算出。						
	・親子方式の食数は、小学校の平均550食と中学校の平均550食を基に算出。						
	・親子方式の費用は、小学校給食室の改修費用を含む総額と中学校分だけの費用を算出。						
	・費用には用地取得費は含まない。						

中学校給食実施方式 比較表(用途地域等)

実施方式		【自校】			【親子】						【センター】
		勝山中	西ノ岡中	寺戸中							
用途地域	用途地域等	第1種 低層住居 専用地域	市街化調整 区域	第1種 住居地域	(親校)						工業系地域
					向陽小	2向小	3向小	4向小	5向小	6向小	
	建築用途制限	学校の付属施設として建築可能			他校への給食搬出が伴うため、「工場」扱いとなり 建築に制限を受ける。						給食共同調理場(工場) として建築可能

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり 〇 建てられる用途 〇 建てられない用途															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。 ③ 2階以下。 ④ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	④		
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	④		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	④		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの						〇	〇	〇	〇	〇	〇	④		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
ホテル、旅館						▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等					▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等						〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	麻雀屋、ばちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	▲	〇	〇	〇	〇	▲ 客席200㎡未満	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等										〇	▲	〇	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	大学、高等専門学校、専修学校等			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	図書館等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	神社、寺院、教会等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	病院			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	公衆浴場、診療所、保育所等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所					▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下	
単独車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 300㎡以下 2階以下		
建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		①	①	②	②	③	③	〇	〇	〇	〇	〇	〇	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
倉庫業倉庫								〇	〇	〇	〇	〇	〇		
工場	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	原動機の制限あり、▲ 2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	〇	〇	〇	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	〇	〇	〇		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										〇	〇	〇		
危険性が大きいおそれ又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											〇	〇	〇		
倉庫等	自動車修理工場						①	①	②	③	③	〇	〇	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②	〇	〇	〇	〇	〇	〇	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設										〇	〇	〇	
		量がやや多い施設											〇	〇	
		量が多い施設											〇	〇	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。